

第5回食品表示に関する懇談会について

1. 前回の食品表示制度に関する懇談会でも意見を申し上げましたが、制度改正を行うに当たっては、そのタイミングが重要であり、法律・組織の問題については、当面は前回の資料の選択肢2（消費者の分かりやすさ等の表示の基本原則を食品安全基本案（仮称）に盛り込み、その下で具体的な表示に関する事項は、食品衛生法、JAS法で規定する）と選択肢3（現行どおり食品衛生法、JAS法で規定するが、将来にわたっての表示基準を調整する各省共通のシステムを作り各制度間に齟齬が生じないようにする）を基本において、現実にあうような方向でまとめていただきたい。
2. 具体的には、早急に法律・組織の一元化を図るというよりも、まずは関係機関が十分に連携を取り、運用面から改善を図っていくべきであると考えます。
3. 前回、「ワーキンググループ」を設けて、との発言がありましたが、本懇談会の性格は、各方面の意見を徴して今後の運用の参考にするというものと理解しています。「ワーキンググループ」を作ってまとめるということは如何なものでしょう。

平成14年7月18日

財団法人日本食生活協会
会 長 松 谷 満 子